会議報告

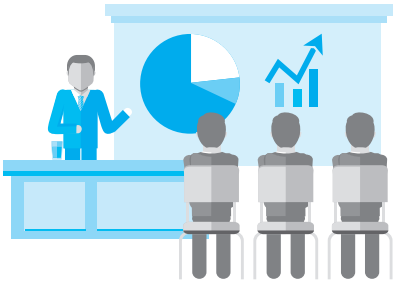

IFRS諮問会議（2020年5月）会議概要

日本公認会計士協会　相談役
関根　愛子（せきね　あいこ）

ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用部門統括部長
井口　譲二（いぐち　じょうじ）
（報告者：井口　譲二）

1 はじめに

2020年５月27日・28日の日程で、IFRS諮問会議（IFRS-Advisory Council）が開催された。通常は、年２回、英ロンドンで開催されることになっているが、新型コロナウイルス感染症が広がる中、ビデオ会議の形で開催された。

IFRS諮問会議は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board、以下「IASB」という。）、IFRS財団評議員会に対して、戦略的な事項やその優先順位をアドバイスするための諮問機関である。議長１名と委員49名の合計50名から構成されており、先進国、新興国の財務報告関係者から幅広く委員が選ばれている。

日本からのIFRS諮問会議委員は、今回から新しく委員としての参加となった、日本公認会計士協会代表の関根愛子氏と日本証券アナリスト協会を代表する報告者（井口）の２名である。また、金融庁より企画市場局・企業開示課課長補佐・高橋良輔氏がオブザーバーとして出席した。

図表に2020年５月開催のIFRS諮問会議の議事一覧を示すが、初めてのビデオ会議ということもあり、会議時間も通常の半分以下となっている。

図表：2020年5月開催　IFRS諮問会議　議事一覧
＊Agenda Paper順

AP番号	日時（ロンドン時間）	議　事
1	5/27　12:00―12:15	IFRS財団及びIFRS財団評議員会活動報告
2	同 12:30―13:30 13:45―14:00	基準の一貫した採用（adoption）についてのモニタリング ・外部有識者を招いてのパネル討論 ・ディスカッション
3	同 14:00―14:15 14:15―15:00	デジタルの活用（Customer's digital experience） ・IFRS財団スタッフによる解説 ・ディスカッション
4	5/28　12:00―12:15	IASB活動報告
5	同 12:15―12:30 12:30―13:15	IASBの活動におけるKPIの設定（KPIs Board's activities） ・IFRS財団スタッフによる解説 ・ディスカッション
	同　13:30―15:00	まとめ等、閉会

（出所）IFRS財団資料より、報告者作成

（IFRS諮問会議議長の交代）

今回からIFRS諮問会議の議長が、Joanna Perry氏から、Bill Coen氏に交代となった。公開されている経歴によれば、Bill Coen氏は、2019年までバーゼル銀行監督委員会の事務局長（Secretary General）を務めており、また、IFRS諮問会議の委員でもあった。2月の議長への就任後、IFRS諮問会議委員を地域ごとなどで小グループに分け、ビデオ会議の形ではあるが、精力的に各委員と意見交換を行っている。

2 2020年5月開催　IFRS諮問会議　議事概要

Bill Coen新議長の冒頭の挨拶の後、IFRS諮問会議が開会された。以下、諮問会議の概要を報告するが、読みやすさを考慮し、相対的に重要と判断される項目から報告することとし、各項目のタイトルの後にアジェンダ番号（以下「AP」という。）を記載する。

1．基準の一貫した採用（adoption）についてのモニタリング（AP2）

基準の一貫した採用を達成するための適切なモニタリング（監督）について、規制当局者の視点も入れて議論するため、本セッションが設定された。外部有識者を招いてのパネルディスカッション（以下「パネル」という。）、諮問会議委員からの意見・質問の順に議論が行われた。

【論点と背景】

2019年９月のIFRS諮問会議でも、「IFRS基準の一貫した採用（adoption）と適用（application）のモニタリング」のタイトルで議論が行われている。

IFRSの一貫した「採用」と「適用」については、これまでもモニタリングが行われてきたが、多くの国でIFRSが採用されるようになったこともあり、IFRS財団は、モニタリング活動も全く別の局面に入ったものと考えている。また、EU FITNESS CHECK[1]やIFRS第17号「保険契約」の導入を巡る動きに対し、IFRS財団・IASBは危機感を持っていることもあり、この議題が複数回にわたり設定されているものと推察される。

今回のIFRS諮問会議では、「一貫した適用」の前提となる「一貫した採用」に、議題が絞られている。地域の恣意的な判断での適用日の変更、IFRS基準のカーブ・イン／アウト（一部基準の付加・免除）、一部企業へのIFRS基準適用の免除、更新されたIFRS基準の不適用などが、「一貫した採用」におけるリスクとなる。

【外部有識者を招いてのパネルの主な内容】

外部有識者として、国際的な規制機関である、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、国際通貨基金（IMF）から３名が招かれ、規制や施策に対する適切なモニタリング手法についてのパネルが行われた。主な内容は、以下のとおりである。

- モニタリング手法は、適切に構成されている他、プロセスが透明化されていることが重要である。施策を容易に理解できるようハンドブックの発行なども有効
- 真摯、かつ、よく教育されたスタッフが必要。モニタリングには、評価・審査など時間のかかるプロセスが要求される。
- 効果的なモニタリングには、採用のインセンティブを高めるような仕組みが必要
- 地域の実情の理解と対話が重要

等

【その後のIFRS財団・IFRS諮問会議での議論】

外部有識者のパネルを受け、IFRS財

団・IFRS諮問会議から出た主な意見は、以下のとおりである。

- IFRS基準においても、一貫した採用のモニタリングは優先課題である。
- もし、IFRS財団・IASBがさらにモニタリングを強めるということであれば、正式なプロセスとこれを実行するチームが必要となる。

2．IFRS財団及びIFRS財団評議員会、IASB活動報告（AP1、AP4）

IFRS財団評議員会議長であるErkki Liikanen氏から、2019年10月、2020年２月に開催された評議員会など最近の活動についての説明があった。

興味深かったのは、2020年から始まる戦略の見直し（Strategic Review：５年ごと）の説明の中で、サステナビリティの報告（特に、気候変動）を含む非財務情報の重要性の高まりとグローバル基準開発の声の高まりに注目し、さらに、この課題に対する認識を深めるということに大きく焦点が当てられていたことである。

その他、2019年９月に開催されたIFRS諮問会議での助言内容が、評議員会の議論でも活用されているとの発言があった。

また、Hans Hoogervorst IASB議長から、基準開発の状況についてのアップデートがあった。公開草案「全般的な表示及び開示」（基本財務諸表プロジェクト）、ディスカッションペーパー「企業結合―開示、のれん及び減損」、情報要請（RFI）「中小企業向けIFRS基準の包括レビュー」など、多くの公開草案やディスカッションペーパーが提出されていること、新型コロナウイルス感染症下、基準の適用をサポートするため、IFRS第９号（金融商品：減損）、IFRS第16号（リース：賃料減免）において、教育文書を出していることが説明された[2]。

3．IASBの活動におけるKPIの設定（AP5）

IASBの活動を把握する適切なKPIの是非について議論するため、本セッションが設定された。冒頭に行われたIFRS財団の説明の中では、KPIは、IFRS財団の目的を達成するよう設定されるべきであり、設定分野としては、Quality（質）、Timeliness、Stakeholder engagementなどが考えられるとされた。

【IFRS諮問会議での議論】

KPIの設定について、IFRS諮問会議の委員から以下のような意見が出された。

- Quality：IFRS採用の状況（国数）、IFRS基準の分かりやすさ（翻訳などの観点で）、公開草案に対するコメント数など
- Timeliness、Stakeholder engagement：アウトリーチの回数、ウェブサイトでの解説の回数、ステークホルダーとの関係改善とIFRS財団へのコメントレターの数

関根愛子氏からは、「基準設定の品質に関するKPIを設定するのは難しいものの、設定分野として挙げられた３点をKPIでモニタリングすることは有用であろう。その際、これらの分野はトレードオフ関係にあるため、バランスをとることが必要である。」との発言があった。

一方、KPIの活用について、IFRS諮問会議の委員から以下のような意見も出された。

- サーベイ調査は、目的がどの程度まで達成されているのかを把握するために有効
- KPIは、IFRSのブランド価値などと紐づけられるべき
- 一方、KPIの形式的な活用にも注意すべき

4．デジタルの活用（AP3）

2019年９月にも同様のタイトルで議論が行われたが、デジタルの活用によるステークホルダーへの情報提供・コミュニケーション向上について議論するため、本セッションが設定された。

【論点と背景】

IFRS財団・IASBは、会計基準設定などにおいてステークホルダーからの意見聴取を重視しているが、意見聴取をより容易にするため、複数年にわたり、システムのアップグレード等を行うこととなっている。

前回のIFRS諮問会議の議論の中では、ステークホルダーによって情報ニーズが異なるため、それに合わせたシステム構築の可能性などが議論されたが、このような議論を背景に、今回、個人カード（persona cards）の考え方が提示された。

【諮問会議での議論】

冒頭、IFRS財団から取組の説明があった。IFRS諮問会議からは、昨年同様、過度な資源投入のリスクの指摘はあったものの、概ね好意的に受け止められた。関根愛子氏から、「提案されている枠組み自体は十分に用意されており、目標を含む具体的かつ実践的な計画に進むべきである。一方、コンテンツを開発するだけの資源があるのか懸念があり、また、ウェブサイトからどのようにコンテンツを探し出すかがより重要である。」との発言があった。

新しい施策である個人カード（persona cards）については、以下のような意見が出された。

- ステークホルダーのセグメンテーションは有益だが、内容のセグメンテーションも重要
- 監査人、IASBスタッフ、特定機関（IMF、IOSCOなど）を考慮すべき

- あまりに詳細なセグメンテーションは、管理を複雑にするリスクがある。

関根愛子氏から、「10の区分すべてを維持することは困難であり、もし可能であったとしても、例えば、投資家には様々な種類があるなど、特定分野でより詳細な区分が必要と考える人がいる。そうした点を踏まえると、提示された個人カードに基づいて、仕分けと重点を検討すべきである。」との発言があった。

3 最後に

今回は、新しい議長にとって初めての会議であったこともあるのだろうか、2019年９月のIFRS諮問会議からの持ち越しの議題が多かった。また、ビデオ会議のため、許容される討議の時間も限られたことから、委員の意見を集約する分科会もなかった。この点について、様々な国、バックグラウンドからの参加という趣旨に鑑みて50名という大人数の会議となっている中、有効な議論を行っていくためには、分科会の有用性を挙げる委員が多いことから、今後はビデオ会議であっても分科会の開催も検討していくとの話があり、次回以降の本格的な稼働に向けた会議という印象を受けた。

その中でも、個人的に注目したのは、「２．IFRS財団及びIFRS財団評議員会、IASB活動報告（AP１、AP４）」でも触れたが、（説明時間は短かったが）IFRS財団の戦略の見直し（Strategic Review）の中の最重要項目の一つとして、非財務情報の重要性の高まりへの対応が示されたことである。

2019年９月のIFRS諮問会議でも、IFRS財団・IASBは、非財務情報のグローバルの基準設定にどのように向き合うべきか、ということで大きな議論となったが、今後とも、大きなテーマの一つになるものと考えられ、その方向性を注視したい。

<注>

1　サステナブルファイナンスを推し進めるEUは、IFRS第9号（金融商品の時価評価など）などに長期投資を阻害する要因があるとして、2018年3月にコンサルテーションペーパー“FITNESS CHECK ON THE EU FRAMEWORK FOR PUBLIC REPORTING BY COMPANIES”を公表した。EUがIFRSを修正して域内に適用することの是非などを問うている。

2　さらにIFRS第16号については、賃料減免に関する実務上の便法を認める「Covid-19に関連した賃料減免」（修正IFRS第16号）が2020年5月28日に公表されている。本修正IFRS第16号は、2020年6月1日以後開始する事業年度より適用しなければならないが、早期適用が認められている（5月28日に公表が承認されていない財務諸表を含む。）。